

2025年度 税制改正要望書

2024年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
会長 津賀一宏

社会全体のデジタル化が過去に例のない勢いで進展し、直近では生成AI等の出現により、テクノロジーは益々浸透する状況。他方で、日本の潜在成長率は平均0.6%（2009年以降）ほどに留まっており、潜在成長率の向上には、現場の生産性を向上することが必要。

それら現場の生産性向上には、生成AI・クラウド等の組み合わせによる、複合的なテクノロジーの社会実装を促進することが必要。その際、IT・エレクトロニクス産業のみならず、各産業分野の生産性向上に資するAI等のデジタル活用促進が極めて重要である。そのためには、生成AI等の急速な技術革新に対応した透明性と公平あるルール作り等、テクノロジーと法制度等の調和が極めて重要。

他方、政府においても、AIの開発や利活用等のイノベーションが社会課題の解決や我が国の競争力に直結する可能性を前置きしたうえで、「AIのイノベーションとAIによるイノベーションの加速」と題し、“各産業分野におけるAIの利活用を促進”、“ユーザーや開発者が委縮することなくAI利活用・開発を進められるよう <中略> 留意すべき制度の運用を明確化すること”が「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に明記。

このようななか、当協会においても、テクノロジーの進化を適切にキャッチアップし、各産業分野の生産性向上に資する生成AI等のテクノロジー活用促進に関する税制面の支援を要望する。

また、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しに関連し、本年度よりGloBEルールが適用開始されることとなり、CFC税制と制度趣旨は異なることも踏まえ、国際競争力維持・向上に向けて、日系企業への過度な負担増とならないよう、CFC税制の簡素化等の事業環境整備に資する税制も要望する。

- ◆ AI等のソフトウェア（無形資産）の活用促進
 - 生成AI等のソフトウェア投資促進に向けた税制支援
- ◆ GloBEルール導入に伴う、国際競争力維持・向上に資するCFC税制の簡素化
 - 外国子会社合算税制（CFC税制）の簡素化
- ◆ デジタル社会実装促進に資する税制の使い勝手向上
 - イノベーションボックス税制の充実化
- ◆ 事業再編における実務と制度のギャップ是正
 - スピンオフ実行時の分配資産割合計算に対する措置

その他 要望

- 産業用地確保に向けた税制支援

視
要
点
望

デジタルイノベーションと
税制のギャップ是正

- ✓ 生成AI等の新たなデジタルテクノロジーによる現場の業務効率化・生産性向上に資する税制アプローチ
- ✓ 経済のデジタル化、グローバル化に伴う新たな税制に対する日系企業の国際競争力維持・向上

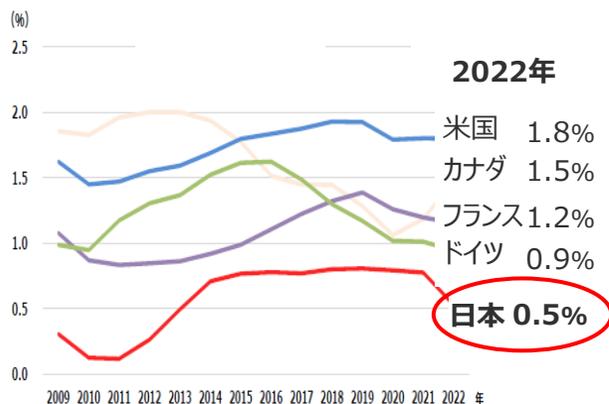
要望 1 : 生成AI等のソフトウェア投資促進に向けた税制支援

- ✓ AI等のデジタルテクノロジーは潜在成長率を高める根幹。人手不足等をはじめとする社会課題解決にも寄与。
- ✓ 半導体等の国内生産拠点の確保に向けた支援（戦略分野国内投資促進税制等）に加え、それらを活用するデジタル（ソフトウェア）を両輪で進めることが重要。
- ✓ 様々な産業分野の膨大な現場データとコンピューティングパワーを掛け合わせる、生成AI等のデジタル（ソフトウェア）の社会実装を進めることが不可欠。

● **DX投資促進税制が2024年度末で期限を迎えるなか、デジタルテクノロジー動向等も踏まえ、様々な産業分野の業務効率化・生産性向上に資する生成AI等のソフトウェア投資※1に関する税制上のインセンティブ措置をお願いしたい。**

※1 ソフトウェアの製作に係る労務費等の取得価額

潜在成長率の推移



出所：内閣官房 新しい資本主義実現会議資料

時間当たり労働生産性(2022)

OECD加盟38カ国比較

単位：購買力平価換算USD

米国	9位	89.8ドル
ドイツ	11位	87.2ドル
...		
日本	30位	52.3ドル

出所：日本生産性本部労働生産性の国際比較 2023

生成AI活用状況(2022)

業務における生成AIの活用方針を定めている企業の割合※2

ドイツ	80.6%
米国	78.7%
日本	42.7%

※2 「積極的に活用する方針」及び「活用する領域を限定して利用する方針」の合計 出所：総務省 令和6年版情報通信白書

AI導入による労働生産性の差(試算)

最大4.8倍

AI導入が進む業界と遅れる業界を比較した労働生産性の差に関する試算

出所：PwC 2024 Global AI Jobs Barometer

デジタル社会実装

様々な産業分野への社会実装

オフィス分野 材料分野 ... x分野

生成AI等
ソフトウェア

計算資源
コンピュータ

半導体等

戦略分野
国内投資促進税制
(R6年度創設)

出所：METI半導体・デジタル産業戦略検討会の第11回資料を基にJEITA作成

要望2：外国子会社合算税制（CFC税制）の簡素化

- ✓ 従来にない新規の概念に基づくOECDの最低税率課税制度（以降、GloBEルール）の導入に併せ、日系企業の国際競争力維持・向上に配慮しつつ、事務負担軽減に資するCFC税制の簡素化が不可欠。
- ✓ 次年度以降、国際競争力維持・向上に向け、例えば、GloBEルール対象となる企業において、適用免除基準である租税負担割合（現行20%）については、GloBEルール導入に伴う諸外国の見直し動向も踏まえつつ、日本においても抜本的な制度見直しに向けた検討議論をお願いしたい。

● GloBEルールにおける実効税率計算をCFC税制の租税負担割合計算でも選択適用可能とする見直し

- ✓ GloBEルールにおける実効税率計算では、様々な関連データの収集が必要かつ非常に複雑なルールであり、大きな実務負担が生じる。そのため、事務負担の軽減に向け、GloBEルールの対象企業については、GloBEルールにおける実効税率計算をCFC税制における租税負担割合の算定においても選択適用可能（但し、一定期間の継続適用を前提）とすることや、それぞれの計算に要する情報の利活用等を検討願いたい。
- ✓ また、「第2の柱」のセーフハーバーテストが適用される場合のCFC判定に用いられる租税負担割合の計算については、第2の柱の移行期間CbCRセーフハーバーの簡易ETR（実効税率）テストと同様の方法とするとともに、今後、恒久的セーフハーバーが導入された場合には、恒久的セーフハーバーのETR（実効税率）を使用する事もお願いしたい。

● 12月決算会社に関する合算時期の見直し

- ✓ 12月決算の外国関係会社に関する合算時期をGloBEルールに合わせて見直し願いたい。現行法では、「外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日」を含むその内国法人の事業年度において合算課税されているため、例えば、「外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日」等に変更を願いたい。

● 買収初年度の申告所得／子会社における事業年度変更時の取扱い／PMI特例適用の譲渡要件

<買収初年度の申告所得>

- ✓ 新規買収子会社に関する買収初年度における現地の申告所得について、買収前の期間に相当する所得も合算課税対象となってしまうことや、申告期限までに十分な内容確認の時間を確保できない場合もあるため、過剰合算適正化や事務負担軽減に向けて見直し願いたい。

<子会社における事業年度変更時の取扱い>

- ✓ 外国子会社の事業年度が12か月を超える場合、期首から12か月間を区切った期間においてCFC判定・計算等が必要な現行制度となっている一方、買収した子会社等において連結決算上の観点から決算月を親会社と揃える事が、一時的に当該子会社の事業年度が12か月を超える場合が発生する。
- ✓ 事業年度変更後、最初の事業年度においては、決算書や税務申告書は12か月を超える期間で作成される事になり、本邦CFC税制の為だけに12か月で期間を区切ったペースでCFC判定・計算となり、実務負担が極めて大きい。事業年度変更時においては、外国子会社の現地における事業年度とその終了の日を基準として取扱えるよう見直し願いたい。

要望2：外国子会社合算税制（CFC税制）の簡素化

<PMI特例適用の譲渡要件>

- ✓ PMI（買収・合併後の統合プロセス）特例を適用するための2年以内の譲渡要件について、要件緩和をお願いしたい。企業買収は50%超の持分取得から開始し、徐々に100%まで取得するケースもある。50%超の持分取得の段階で株式譲渡やSPC（特定目的会社）の整理に関する決定権がない場合もあり、「2年以内の」譲渡要件を満たすことが困難なケースがある。例えば、「5年以内の譲渡」など期限の要件緩和をお願いしたい。

● 「非課税所得」の明確化とデミニマス基準の導入（税務調査対応時における負荷軽減）

- ✓ 非課税所得については、租税負担割合の計算に影響を及ぼす重要な計算要素である一方、条文等に記載されている範囲が明確でなく、現地税制を理解した上で、ローカル言語で記載された税務申告書から該当する項目を特定する等、実務対応の負担が大きい事から、非課税所得の定義や範囲の明確化をお願いしたい。
- ✓ また、現行制度においては、少額であっても全ての非課税所得について現地法人とも詳細を確認し、租税負担割合計算に反映する必要があり、実務負担が大きい。受動的所得における規定等も参考にしつつ、少額の非課税所得については調整計算を省略できるよう、デミニマス基準の導入を検討願いたい。

（要望の背景）

- 租税負担割合20%以上の海外子会社は、20%未満の子会社に適用されるルールとは異なる簡略化された形でのペーパーカンパニー判定を行う事となっている。しかしながら、税務調査の現場においては初期段階で、実質全ての海外子会社を対象として、一律に租税負担割合の根拠資料や判定データ含め膨大な資料提出要請や照会を受ける事が多く、企業側で極めて大きな実務負担が生じている。
- GloBEルール導入に伴い、追加的な税務コンプライアンス対応が必要となる点に鑑み、重要性やリスク度合い（租税負担割合の高低や取引金額の多寡等）を考慮し、優先度も踏まえつつ段階的に詳細な確認を実施する等、実務負担の軽減に配慮したCFC税制に関する税務執行を強くお願いしたい。

● 受動的所得における除外対象の見直し

- ✓ 外国関係会社による持分割合が25%未満であっても、100%グループ内の法人全体の持分割合の合計で「持分割合25%以上かつ保有期間6ヶ月以上の株式に係る受取配当」について、受動的所得として部分合算課税の対象にならないよう見直し願いたい。

要望3：イノベーションボックス税制の充実化

- ✓ インput段階の支援（研究開発税制等）は今後も縮小することなく堅持し、さらなる拡充も視野に入れつつ、アウトプットに着目したイノベーションボックス税制を充実化し、無形資産から得られた収益を研究開発へ再投資するという「イノベーション循環」が重要。
- **対象所得の拡充等、多くの産業分野でのデジタル社会実装を促進するため、本税制の充実化をお願いしたい。**
 - ✓ 対象所得については、ライセンス料、譲渡所得に加え、ソフトウェア等の知財が組み込まれた製品・サービス（Embedded IP）や技術ノウハウからの収益等も対象に含めてもらいたい。併せて、子会社等からのライセンス所得も対象にしてもらいたい。

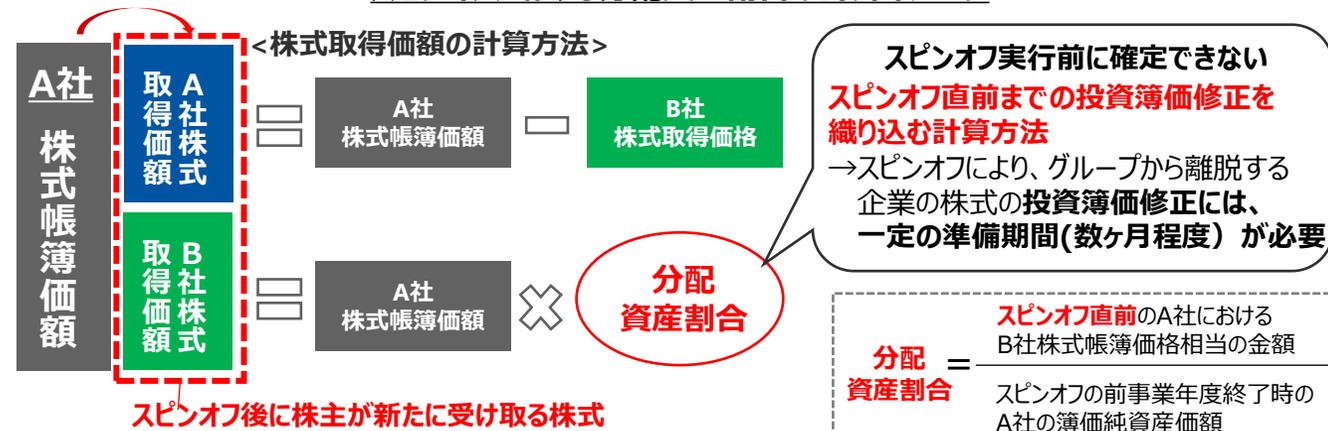
要望4：スピノフ実行時の分配資産割合計算に対する措置

- **グループ通算制度採用会社がスピノフを実施する際、株主が新たに受け取る株式の取得価額が直前まで定まらず、円滑な株式取引を阻害する可能性があるため、分配資産割合を事前に確定するための措置をお願いしたい。**

- ✓ グループ通算制度を採用している場合、分配資産割合は、スピノフ直前までの投資簿価修正を織り込む計算となっております、スピノフ実行前に確定できない。
- ✓ 分配資産割合の確定値をもって、スピノフにて株主が新たに受け取る株式の取得価額への割り付けが算出され、スピノフを行う法人（親法人）株式のスピノフ後の取得価額も確定する。
- ✓ 分配資産割合がスピノフ実施後に確定する場合には、株式の譲渡損益を再計算する必要が生じ、特に個人株主の申告への多大な影響が想定される。
- ✓ また、分配資産割合が確定するまで取得価額が定まらないことにより、円滑な株式取引が阻害される可能性がある。株主等への影響を鑑み、分配資産割合を事前に確定するために必要な措置をお願いしたい。

A社がB社をスピノフ

スピノフにおける分配資産割合の計算イメージ



その他要望

<産業用地確保に向けた税制支援>

- ✓ 産業用地確保の観点から、地方自治体と民間企業が連携し、産業用地を整備する事業のために土地を譲渡した場合について、税制上の措置をお願いしたい。